

第一種製造者(事業所) 殿

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会
指定保安検査機関



令和 8 年度一般高圧ガス製造施設の保安検査について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、当協会の資料によれば、本年度貴事業所は、高圧ガス保安法第 35 条第 1 項に基づき、一般高圧ガス製造施設の 初回保安検査が必要となります。

当協会は、静岡県指定保安検査機関に指定されており、県下該当事業所の 80%以上の皆様から保安検査のご用命いただいておりますので、安心して当協会にお任せいただきたいと思います。

保安検査を当協会にお任せいただける場合には、下記のとおり保安検査受検申請の手続きをお願い申し上げます。

(記)

1. 保安検査予定日

保安検査の基準日前後 1 か月の間からご希望される範囲を申請書にご記入ください。

協会と調整のうえ決定させていただきます。

(ご参考：当初の基準日は完成検査受験日となります)

2. 保安検査申請書等の提出

該当事項を記入し、原則として郵送で提出してください。

提出書類： 保安検査申請書 正副各 1 部

保安検査計画書 1 部

提出期限： 保安検査予定日の **1 ヶ月前まで (厳守でお願いします)**

貴事業所へのアクセス図(案内図)を添付してください。

送付先： 〒420-0031 静岡市葵区呉服町 2 丁目 3-1 ふしみやビル 4 階

一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会

3. 保安検査手数料

別紙「保安検査手数料」表を参照し、下記口座に該当する手数料を振込んでください。

また申請書提出時に、保安検査申請書(正)の裏面に、振込の状況がわかる書類のコピーを貼付して提出ください。

なお、振込み手数料は、貴社負担でお願いいたします。

申請受理後は、保安検査手数料は返金できません。

振込先	みずほ銀行静岡支店	静岡銀行呉服町支店
口座番号	普通 1486452	普通 0832695
口座名義	一般社団法人 静岡県高圧ガス保安協会	

4. 保安検査申請書受理後、追って保安検査実施の案内文書をお送りいたします。

5. 同封書類

(イ) 高圧ガス保安検査申請書 (雛型)

(ロ) 令和 8 年度保安検査計画書 (雛型)

高圧ガス保安検査手数料（非課税）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令 第53

下表の検査手数料は法令で定められたものであり、全ての指定保安検査機関において共通となっています。

当協会では、当日検査員が貴事業所を訪問いたします際の交通費は 頂いておりません。

例： 検査対象の処理量が 7,500Nm³/日の場合、手数料は下表より 95,000 円
 （移動式製造設備のみの場合は、20,000 円）

定置式（+移動式）製造設備の場合

処理量 m ³ /日	保安検査手数料
10,000,000 以上～	610,000 円
1,000,000 以上～10,000,000 未満	370,000 円
500,000 以上～1,000,000 未満	250,000 円
100,000 以上～500,000 未満	150,000 円
25,000 以上～100,000 未満	120,000 円
5,000 以上～25,000 未満	95,000 円
1,000 以上～5,000 未満	75,000 円
200 以上～1,000 未満	60,000 円
100 以上～200 未満	33,000 円

移動式製造設備のみの場合

処理量 m ³ /日	保安検査手数料
10,000,000 以上～	95,000 円
5,000,000 以上～10,000,000 未満	80,000 円
1,000,000 以上～5,000,000 未満	64,000 円
500,000 以上～1,000,000 未満	47,000 円
100,000 以上～500,000 未満	31,000 円
25,000 以上～100,000 未満	22,000 円
5,000 以上～25,000 未満	20,000 円
1,000 以上～5,000 未満	15,000 円
200 以上～1,000 未満	12,000 円
100 以上～200 未満	7,700 円